## 厚生労働委員会)

平成二十三年度に お ける子ども手当の支給等に関 する特別措 置 法 案 閣 法 第九〇号)(衆 議 院

## 送 付 要旨

本 法 律 案は、 現下の子ども及び子育て家 庭 !をめぐる状況 に鑑 み、 平成二十四年度 からの恒久的な子ども の

た め の 金 銭 の 給 付 の 制 度 に 円 滑に 移行 できるよう、 平成二十三年度に おけ る子ども手当の支給等 につい て 必

要 な 事 項 を定めようとするも の で あ ij そ の 主 な 内 容 は 次 のと お IJ で あ る

子 تے も手当 は、 中学校 修 了 前 の子どもで あっ て 日 本 国 内 に 住 所 を 有 す の 等 を監護 ŕ

る

も

かつ、

こ

れ

生 計 を 同 じくする日 [本国 内に 住 所 を有する父母等又 は中学 校修 了 前 の 子 どもが 入 所 U て しし る児 童 福 祉 施 設

等 の 設 置 者等に支給する。 なお、 父母等が別居し、 生計を同じくし ない場合は、 子どもと同居 L 7 L١ る 者

に子ども手当を支給する。

二 子ども手当の額は、一月につき、三歳未満の子どもについては一万五千円、三歳以上小学校修了前 の 第

子及び第二子の子どもについては一万円、三歳以上小学校修了前の第三子以降の子どもについては一万

五千円、 小学校修了後中学校修了前の子どもについては一万円とする。

 $\equiv$ 子ども手当 の支給に 要する費 用 は、 児 童 手当相当部 分は 児 童 手当 法 の 規定 に基づき、 国 地 方 公共団 体

及 び 事 業 主 が 負 担 ŕ そ れ 以 外 は 玉 が 負 担 する。 ただし、 公 務 員 に つ しり て は 全 額 を 所 属 庁 が 負 担 する。

四 政 府 は 子 ども 。 及び 子育 て 家 庭 の 支 援 に 資 するよう、 市 町 村 又 は 都 道 府 県 に 対 ŕ 交 付 金 を 交 付する。

五 受 給 資 格 者 の 申 出 に ょ <u>י</u> 子 ども手当 を、 学 校 給 食 費 等 の 支 払 に 充 てることができる。 保 育 料 に つい て

は、 市 町 村 長 が 子 ども 手当 の 支 払 をする 際 に 徴 収 す ること が で きる。

六 こ の 法 律 は 部 を 除 き、 平 成二十三年  $\dot{+}$ 月 日 か 5 施 行 す

七 政 府 は 平 成 二 十 四 年 度 以 降 の 恒 久 的 な子 تع も の た め の 金 銭 の 給 付 の 制 度 に つ L١ て、 こ の 法 律 に 規 定

تخ も 手 当 の 額 等 を 基 に 児 童 手 当 法 に 所 要 の 改 正 を行うことを基 本 とし て 法 制 上 の 措 置 を 講 ず る も

の とす る。 そ の 際、 地 方 自 治 法 に 規 定す る 全 玉 的 連 合 組 織 の 代 表 者 そ の 他 の 関 係 者 اخ + 分 に 協 議 を 行 ľί

その理解を得るよう努めるものとする。

八 七 の 法 制 上 の 措 置 を 講 ず るに当たって は、 所 得 制 限 に っ L١ て、 そ の 基 準 に つ しし て 検 討 を加え た上で、 平

成 二十四 年六 月 .分以 降 の 給 付 か 5 適用することとし、 併 せ て当 該 制 限 を受け る者に 対する税制 上又は 財 政

上 の 措 置 等に つ ١١ て 検 討 を加 え、 所 要 の 措 置 を講ずるものとする